

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成28年1月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500330号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500154号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成24年6月29日は31万6,000円、同年12月12日は43万2,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月29日
② 平成24年12月12日

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の標準賞与額の記録として、訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社が保管する賃金台帳により、請求者は、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①における標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、事業主が保管する賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から31万6,000円とすることが必要である。

請求期間②について、上記の賃金台帳により、請求者は、43万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 6 月 29 日及び同年 12 月 12 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500355号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500155号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成12年9月29日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成12年9月29日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年9月29日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年9月29日から同年10月1日まで

私の厚生年金保険の記録では、平成12年9月29日にA社での資格を喪失し、同年10月1日にB社(現在は、C社)での資格を取得したとの記録になっており、しかもこの間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間においても、A社又はB社に継続して勤務していたので、調査の上、請求期間の被保険者記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者が請求期間に同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成12年8月の厚生年金保険のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成12年9月29日から同年10月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付していたか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500360号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500062号

第1 結論

平成4年1月から平成6年7月までの請求期間及び平成9年10月から平成10年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成4年1月から平成6年7月まで
② 平成9年10月から平成10年5月まで

請求期間①について、私は、会社員になった平成6年8月に、それまで国民年金に未加入であったことを知り、A市役所で国民年金の加入手続を行い、郵便局又は銀行の窓口で当該期間の一部の国民年金保険料12万円程度を送付された納付書により遡って納付した。残りの保険料は同窓口で月額1万円程度を納付書により定期的に納付した。

請求期間②について、私は、B社を退職した後の平成9年10月頃に、A市役所で国民健康保険とともに国民年金への切替手続を行い、郵便局又は銀行の窓口で当該期間の月額1万円程度の国民年金保険料を送付された納付書により定期的に納付した。国民年金の記録では請求期間①及び②の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成6年8月頃にB社に入社した際に同社から手渡された年金手帳を持って、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その後同社を退職した平成9年10月頃に同市役所で国民年金への切替手続を行ったと主張している。

しかしながら、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、請求者の年金手帳及びオンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成6年8月1日に取得した厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月1日に付番され、平成12年8月28日に当該基礎年金番号により遡って、請求期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る処理が行われたことが確認できることから、当該資格処理が行われるまでは、当該期間は未加入期間であり、当該期間当時において、当該期間に係る国民年金保険料は納付するこ

とができなかったものと考えられる。

また、請求期間①については、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前に国民年金に加入した場合には国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、平成6年8月頃の加入手続の際にA市役所に持って行ったとして請求者が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号が記載されていない。

さらに、請求期間②については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づく国民年金保険料の収納事務に係る電算化が図られていた状況下において、当該期間における記録管理の不備が生じる可能性は低いものと考えられる。

加えて、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500361号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500063号

第1 結論

平成7年12月から平成9年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年12月から平成9年4月まで

私は、平成7年12月20日に会社を退職した後、年内若しくは年明け早々に国民年金保険料の納付書が郵送されてきたことを覚えているので、退職後すぐに市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料は、自宅に送られてきた納付書の記載どおりに市役所の担当窓口で納付していた。納付額は、国民健康保険料と合わせて2万円くらいであったことを覚えている。

納付すると領収書にスタンプを押してくれ、領収書を大切に保管するよう注意があったのでオレンジ色の年金手帳に挟んで保管していたが、請求期間後に勤務した会社の厚生年金保険の加入手続のためにオレンジ色の年金手帳を会社に提出したところ、手元に戻ってきたのは青色の年金手帳で当時の領収書を挟んでいたオレンジ色の年金手帳は無く、国民年金保険料を納付したことを示す証拠書類は無くなってしまった。国民年金保険料を納付していたことは覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成7年12月に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行い、自宅に送られてきた納付書の記載どおりに国民健康保険料と合わせて2万円くらいを市役所内の担当窓口で納付していたと主張しているが、請求者は国民年金の加入方法並びに国民年金保険料の納付時期及び納付期間について具体的に記憶していないため、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録において請求者が平成7年12月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡が無いことから、請求期間は、国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、請求期間当時に国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号が払い出される場所、社会保険オンラインシステム及び国民年

金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の検索を行ったが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、平成9年1月1日からの基礎年金番号の実施事務の取扱いについて定めた「基礎年金番号の実施事務の取扱いについて」(平成8年10月18日付け庁文発第3151号)により、請求者が請求期間当時に国民年金に加入し国民年金手帳記号番号が払い出されていた場合は、当該番号が平成9年1月1日付けで基礎年金番号として付番されるところ、請求者の所持する青色の年金手帳の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号で、請求期間後に再加入した厚生年金保険の資格取得処理年月日である同年6月2日付けで付番されたことが確認できる。

加えて、請求者が請求期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500379号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500156号

第1 結論

請求期間について、厚生年金保険の第4種被保険者であったことを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年9月1日から昭和54年6月1日まで

昭和51年1月17日にA社を退職した際、厚生年金保険に20年間加入しないと年金がもらえないことを知り、同日付けで厚生年金保険第4種被保険者の資格を取得し、昭和52年9月1日に同資格を喪失した。

しかし、その後に厚生年金保険に40年間加入しないと年金がもらえないことを知り、昭和54年4月26日に、B市C駅前にある社会保険事務所(当時)で第4種被保険者資格取得の申出を自分で行い、その日に38万円くらいの保険料を一括して納付した。請求期間について第4種被保険者の期間として記録されていないので、調査の上、請求期間について第4種被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和54年4月26日に、B市C駅前にある社会保険事務所において、厚生年金保険第4種被保険者資格取得の申出を自分で行い、請求期間に係る厚生年金保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び年金事務所が保管する資料から、請求者は、昭和51年1月17日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に第4種被保険者の資格を取得しており、昭和52年9月1日に老齢年金の受給権発生に必要な被保険者期間を満たしたことから、その被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、旧厚生年金保険法(昭和29年法律第115号、昭和60年法改正前)第15条第2項において、第4種被保険者資格取得の申出は、「被保険者資格を喪失した日から起算して6月以内にしなければならない。」とされ、同法第17条第1項第2号において、男子である第4種被保険者は、被保険者期間が20年に達したときはその資格を喪失する旨定められていた。

したがって、請求者が第4種被保険者資格取得の申出を行ったと主張する昭和54年4月26日においては、旧厚生年金保険法第15条第2項に定める法定期間である被保険者資格を喪失

した日から6月を経過している上、請求者は、請求期間において老齢年金の受給権発生に必要な被保険者期間を既に満たしており、制度上、同被保険者資格取得の手続を行うことはできない。

また、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を請求期間の終期間近である昭和54年4月26日に、過去分の保険料を含めて一括して納付したと主張しているところ、請求期間当時、保険料を一括して納付する方法として、年度（4月～翌年3月）若しくは半年（4月～9月、10月～翌年3月）の期間に係る保険料を前納することは可能であったものの、請求者の主張するように過去分にさかのぼって保険料を納付することは制度上できない。

さらに、請求者が第4種被保険者資格取得の申出及び厚生年金保険料の納付を行ったとする社会保険事務所は、昭和57年1月1日までは国民年金B第二事務所であり、国民年金の事務のみを取り扱う専管事務所であったことから、第4種被保険者資格取得の申出及び第4種被保険者に係る保険料を納付することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の第4種被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500332号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500157号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年4月
② 平成19年7月

A社において、平成19年4月及び同年7月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求期間①は平成19年4月16日に4万5,389円、請求期間②は同年7月17日に14万6,742円の賞与がA社より支給されていることが確認できる。

しかしながら、請求者が提出した平成19年分の源泉徴収票からは、当該事業所における同年の支払金額及び社会保険料控除額の年間総額は確認できるものの、請求期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者及び同僚が提出した賞与明細書等からは、請求期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

さらに、請求期間に係る賞与明細書及び賃金台帳が無い上、事業主に対して請求者の厚生年金保険料の控除額に係る文書照会を行ったが回答を得られない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。